

平成 19 年 12 月 14 日

淀川水系流域委員会

委員長 宮本博司 様

質 問 書 (5)

荻野芳彦 (前委員)

淀川水系流域委員会委員の皆様方におきましては、誠にご苦勞様です。

さて、第 68 回委員会 (H19.12.11) において、丹生ダムについて審議がありました。これについて下記にご質問をいたします。これらは質問 (4) (平成 19 年 11 月 7 日) においても提出されたものです。河川管理者から未だに回答はありません。委員会におかれましては、不可解な説明と不十分な回答で曖昧な結論を導くことは許されません。委員会と河川管理者はきっちり疑問に答えて、理路整然とした審議を行い、誰もが納得いく「整備計画の案」をめざして努力して下さい。その際、委員から指摘がありましたように「ダムありき」から審議を行うことは無駄も多いし、審議も姑息になります。整備計画の案からダムありきのところを削除して審議を進めるのがよいと思われます。(質問(4)も回答がありません委員会からもう一度、回答を請求して下さい。)

1. 丹生ダムの利水計画の渇水基準年(基準点は高時川頭首工)が昭和 28 年と説明されましたが、基準渇水流量が示されませんでした。昭和 28 年の流況図を示し、基準渇水量を示して下さい。同時に維持流量、正常流量および確保流量(新規利水のあった時点の)を示して下さい。
2. 昭和 28 年が基準年であると示されましたが、その理由と決定方法をデータを用いて説明して下さい。対象とされた期間の流況図およびそれぞれの年の渇水流量を示して下さい。
3. 昭和 51 年に、高時川頭首工で最大 11m³/s の許可水利権が与えられた根拠を、「水利権許可の行政手続き」をもとに説明して下さい。(その際、「水利権許可の行政手続き」を分かりやすく説明して下さい。)
4. 高時川頭首工の取水が下流の瀬切れの原因とされているが、農業用水取水と瀬切れの因果関係を説明して下さい。
5. 丹生ダムは治水単独ダムとなり、ダム構造は「穴あきダム」とされています。ダム構造図を示して下さい。
6. 異常渇水時の緊急水の確保が議論されました。もう一度「異常渇水」の法的定義を説明して下さい。また、異常渇水対策のためダム事業の全国事例を紹介して下さい。
7. 琵琶湖開発事業計画では、旧建設省は 40m³/s の開発水量に対して、琵琶湖の必要水深は制限水位を BSL-0.3m とした場合、BSL-2.0m と主張しています。それに対して滋賀県は利用低水深を BSL-1.5m として開発水量を 30m³/s を主張して譲りませんでした。結局、政治決着で利用低水位 BSL-1.5m において 40m³/s とされました。旧建設省が計算された開発水量 40m³/s と BSL-2.0m の関係を技術的に明らかにする計算根拠等を示して下さい。
8. しかる後に、琵琶湖における「異常渇水」の行政判断を示して下さい。
9. 瀬田川洗堰操作規則の「非常渇水」の意味を上の「異常渇水」と関連して、再説明をお願いします。

以 上